

令和8年度(2026年度)北海道風しん抗体検査事業費補助金交付要綱

第1 目的

令和8年度(2026年度)北海道風しん抗体検査事業補助金の交付については、妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、北海道補助金等交付規則(昭和47年4月1日北海道規則第34号)、及び感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号)の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

第2 補助金の交付の対象

補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 風しん抗体検査事業

医療機関において、風しん抗体検査を受検するもの。

第3 補助対象者

この補助金の補助事業者は、北海道(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。)に住所を有する次に掲げる者であって、医療機関において風しん抗体検査を受検した者とする。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除くものとする。

(1) 妊娠を希望する出産経験のない女性

(2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。)

(3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者(生活空間を同一にする頻度が高い者。以下同じ。)

(4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者

(5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

第4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、風しん抗体検査に要した費用とする。

第5 補助率

補助率は、10分の10以内とする。

第6 補助金の算定方法

補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、一人当たり6,750円を限度とする。

第7 補助対象期間

この補助事業は、令和8年(2026年)3月11日から令和9年(2027年)3月10日までに実施した風しん抗体検査を対象とする。

第8 補助金の交付の申請

1 この補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年度(2026年度)北海道風しん抗体検査事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付

して、補助対象者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由し、北海道知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

- (1) 風しん抗体検査に係る領収書又は領収証明書等のこれに代わる書類
 - (2) 住所地及び同居の状況が確認できる書類の写し
 - (3) (第3(2)又は(3)の補助対象者の場合) 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し
 - (4) (第3(4)又は(5)の補助対象者の場合) 妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類の写し
 - (5) 電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第2号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）
- 2 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。
- (1) 提出期限 令和9年3月10日
 - (2) 提出先 保健福祉部健康安全局感染症対策課
なお、書類は総合振興局長等を経由すること

第9 補助金の交付の決定等

総合振興局長等は、申請書を受理したときは、内容を確認して、知事に進達する。知事は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定及び額の確定を行い、別記第3の1号様式により交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。また、審査の結果、交付が不適当と認めるときは、不交付決定通知書（別記第3の2号様式）をもって申請者に通知するものとする。

第10 交付の決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し又は受領したとき。
 - (2) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第11 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、補助金の交付申請については、北海道電子申請サービスを使用する方法により行うことができる。

【北海道電子申請サービス URL】 [〈https://www.harp.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect〉](https://www.harp.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect)

第12 補則

この要綱に定めるほか、北海道風しん抗体検査事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から適用する。